

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

1、学校及び社会教育に関する事項についてを議題といたします。

(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見提出手続の結果について、この件については、5月22日の委員会において、理事者から報告を受けたところであり、質疑については、本日、6月1日に行うこととしたところであります。

この間、品田、駒木、中村みなこ、横山各委員から発言する意向が示されております。発言順についてであります。大会派順で行うこととし、発言場所は質疑席で行うことよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高花委員長 それでは、そのように実施することといたします。

それでは、品田委員、質疑席への移動をお願いいたします。

御発言願います。

○品田委員 トップバッターということで、大変緊張しております。今日も、多くの傍聴の方、それからマスコミの方も来られて、改めて、関心の高さを見せつけられているという思いです。

では、まず、旭川市いじめ防止条例制定に向けての骨子案と、パブリックコメントを実施し、寄せられた多くの意見を読ませていただき、私自身が気になった部分を質疑させていただきたいと思っております。

最初に、この条例制定のきっかけともなりました女子生徒の御冥福を心よりお祈りいたしたいと思っております。この痛ましい出来事は、生命、心身、財産の重大事態に該当しますが、本市で初めての重大事態なのか、明らかになっていない重大事態はなかったのか。特に、近年、増加している不登校児童の問題から、不登校の重大事態は起きていなかったのか、確認したいと思っております。

まず、不登校児の定義と、この10年間の該当人数の推移、旭川市教育委員会が把握している旭川市内小中学校における不登校児童は現在何人いるのか、また、不登校児童のうちいじめを起因とする不登校児童は何人いるのか、お示してください。

○真田学校教育部長 不登校とは文部科学省の調査におきまして、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童、生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義されているところであり、本市の小中学校における近年10年間の不登校児童生徒数は、平成25年度は200人、平成26年度は218人、平成27年度は227人、平成28年度は258人、平成29年度は267人、平成30年度は300人、令和元年度は366人、令和2年度は430人、令和3年度は535人、令和4年度は未確定値ではありますが、およそ700人となっているところでございます。

不登校につきましては、複合的な要因によるものが多く、唯一の原因を特定することは難しいケースがほとんどでございますが、不登校の主たる要因として、無気力、不安や、入学、転・編入学、

進級時の不適応などが多く、件数が極めて少なく個人が特定されるおそれがあるため、具体の数は述べられませんが、いじめが主たる要因となる不登校についても把握しているところでございます。

○品田委員 いじめを起因とする不登校児童がいるということですね。

条例前文には初めてのいじめの重大事態と書かれています。欠席日数が30日に満たない、相当期間ではなかったということでしょうか。いや、不登校の定義そのものが30日以上欠席ですから、相当期間に該当すると思うんですね。

いじめ防止対策推進法では、いじめ重大事態の定義を「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と2点示されております。いじめを起因とする不登校児童が既にいるにもかかわらず、初めてのいじめの重大事態とするのは、いじめを起因とする不登校児童については重大事態との認識を持っていないと思われる表現になっていると思います。修正が必要かと思われませんが、見解をお示ください。

○眞田学校教育部長 委員御指摘のとおり、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときにつきましては、重大事態と判断すべきものと認識しているところでございます。

また、先ほども答弁いたしましたとおり、本市の小中学校におけるいじめが主たる要因となる不登校につきましては、件数や個別の状況等について述べることはできませんが、重大事態に該当する疑いがある事案が発生した場合には、学校または教育委員会において慎重かつ丁寧に判断するとともに、保護者等に調査の実施に係る説明をさせていただき、意向を十分に確認した上で対応を進めることとしているところでございます。

また、前文の文言の修正につきましては、委員の御指摘と御意見等も踏まえ、検討させていただきたいと存じます。

○品田委員 いじめを主因とする不登校重大事態と、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある生命心身財産重大事態では、重大事態の重さに差があるように感じます。しかし、重大事態として早期対応しなかったことにより、被害がさらに深刻化する可能性があり、取り返しのつかない事態に発展することも想定されます。学校への復帰が困難になり、退学、転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということは、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられることなどから、不登校重大事態を重んじて適切な対応を行うことを明記していると考えます。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、「被害児童生徒や保護者から「いじめによる重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること」とあります。つまり、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たることが大前提として被害児童生徒や保護者からの申立てが必要で、申立てがなければ、重大事態と認定することもないということでしょうか。重大事態と認定するのに必要な手順や手続があると思いますが、お示ください。

○眞田学校教育部長 いじめの重大事態につきましては、いじめ防止対策推進法において定義さ

れるとともに、国のいじめの防止等のための基本的な方針やいじめの重大事態の調査に関するガイドライン等におきまして、被害児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときを含むと示されているところがございます。重大事態の判断の手順につきましては、学校は重大事態に該当する、あるいは、その疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談することとなっており、学校または教育委員会において、保護者等からの申立ての有無にかかわらず、慎重かつ丁寧に判断することとなっているところがございます。

また、保護者等から、重大事態の申立てがあった場合につきましては、調査を実施することとしており、いずれの場合におきましても、学校または教育委員会から、保護者等に調査の実施に係る説明をさせていただき、意向を十分に確認させていただいた上で対応を進めることとなります。

○品田委員 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、不登校重大事態である場合は不登校重大事態に係る調査の指針に沿って行うこととあります。不登校重大事態に係る調査の指針では、不登校重大事態に該当するか否かの判断、不登校重大事態発生時の措置等が詳しく書かれています。そこには調査の目的を、いじめにより不登校に至った疑いがある児童生徒が欠席を余儀なくされている状況を解消し、対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることと、今後の再発防止に生かすことと明記されています。また、調査を通じて、事後的にいじめがあったとの事実が確認されなかった場合や、いじめがあったものの相当の期間の欠席、30日目安との因果関係は認められないとの判断に至った場合も、そのことにより、遡及的に不登校重大事態に該当しないこととなるわけではないと書かれており、調査に至るハードルを低くしてでも、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であることが示されています。また、いじめを行った児童生徒に対しては、その行動の背景に目を向けるなど、教育的配慮のもとで指導を行うことを基本とするとも明記されています。大変大事な視点だと思います。

加害児童生徒は、いじめの対象者が不登校になれば、ほかの子を対象者として、いじめを繰り返すことがあります。その調査と指導をしっかり取り組むことで、再発防止につながり、被害児童生徒の不登校解消につながると考えます。不登校児童生徒の数の多さと原因特定の困難さは、先ほど伺いましたが、ADHDへの理解不足などからくる、隠されたいじめが背景にあるかもしれません。不登校の主たる要因として挙げられた無気力、不安、入学、転・編入、進級時の不適應の中にも、隠されたいじめに起因しているものがあるかもしれません。私は、ゆとりのない詰め込み主義的な学校の体制に問題があるのではないかと考えています。

そこで確認ですけれども、不登校重大事態にしたいくないとの考えで、被害児童生徒や保護者に対応しているということはないですね。

○真田学校教育部長 そのような対応をすることはございません。

○品田委員 失礼な質問をしました。すいません。先ほど、申立てということで、指針だとかでは、7日以内に調査を行うことが望ましいというようなことも書かれていたりするものですから、結構時間がかかっているなという思いもありましたし、ちょっと気になったので、質問させていただきました。

次に移ります。中2女子生徒の自死事件をマスメディアが大きく報じて、旭川市教育委員会への非難が吹き荒れていたときですけれども、実は、私にも友人、知人等から、自分の子どもがいじめを受けたときの教育委員会の対応への不満が、数件寄せられておりました。でも、よく聞くとどれ

も学校の教師の暴言等が原因でした。また、不登校児支援施設に通学している子どもたちに話を聞いたこともあるんですけども、教師の言葉や態度等が原因になっている事例なども数件ありました。

いじめ防止対策推進法では、いじめの定義を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としています。当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等と記載されているので、教師も含まれているのかと思いましたが、教師は含まれていないとのこと。では、教師はどういう扱いになるのでしょうか。

○眞田学校教育部次長 いじめ防止対策推進法におきましては、児童等とは学校に在籍する児童または生徒をいうと定義されているところであり、法律上、教師はいじめの定義の対象とはならないところではありますが、児童生徒が教職員の言動等により心身の苦痛を感じている場合は、事実関係の把握の下、管理職や教育委員会から必要な指導助言を行うなど改善を図るとともに、状況によっては、任命権者の規定に基づき、懲戒処分が検討されることになるものでございます。

○品田委員 先ほどの条例の前文に話を戻します。いじめの重大事態に関わる調査報告書では、いじめと死亡の因果関係は明らかになっておらず、再調査委員会報告もまだ出ていないのですけれども、最初の文章はいじめによる自殺と受け止めていると断定したかのような書き出しになっていることに違和感を感じました。また、この事件は確かにこの条例制定のきっかけではありますが、最初に持ってくるべきことなのか、いじめの背景にある児童生徒を取り巻く社会情勢、例えば、競争社会、自己責任社会、ゆとりのない学校と詰め込み主義等、そして、性教育をタブー視してきた教育などなど、そういった背景、社会情勢なども載せるべきではないのかなというふうに思います。見解を伺いたいと思います。

○品田学校教育部長 条例の前文におきましては、本事案に関わりまして教育委員会及び学校の対応が十分ではなかったとの反省の上、本事案が本市のいじめ対策を抜本的に見直す契機となったこと、いじめの問題は子どもたちだけの問題ではなく様々な場面で起こりうる社会全体に関する問題と考えていることなど、全ての市民がそれぞれの役割と責任を自覚して、地域総ぐるみでいじめの防止等に取り組むことにより、心豊かで安心、安全な社会の実現を目指すという条例制定に当たったの考えについて記載することを考えているところでございます。いじめの背景にある社会情勢等につきましては、いじめの対策を検討する上で、しっかりと把握し、分析することが大切と考えておりまして、今後、予定している旭川市いじめ防止基本方針の改定の際にも、検討材料としてまいりたいと考えております。

○品田委員 パブコメのナンバー19の意見ですが、条例制定の背景と前文について、現在の児童生徒を取り巻く社会情勢により、いじめ問題が発生していることを追加するとの意見に対して、御意見を踏まえ、修正するよう検討してまいりますと、旭川市教育委員会の考え方の項に書かれていました。ナンバー19に書かれた児童生徒を取り巻く社会情勢を肯定した内容を取り入れようと考えているのでしょうか。

○眞田学校教育部次長 意見提出手続の受付番号19の御意見に対する教育委員会の考え方につきましては、条例の前文について内容を改めて検討することをお伝えしたものであり、いじめの防止

等に取り組むことにより、児童生徒にとって、心豊かで安心、安全な社会の実現を目指す旨を前文に記載してまいりたいと考えているところでございます。

○品田委員 ナンバー19の御意見は半世紀前の日本の2～3世代家族構成を称賛し、核家族、共働き世帯、片親世帯を否定する表現でした。家族間のコミュニケーション不足とスマホ所持云々は、偏見に満ちた一方的な分析だと思いました。児童生徒を取り巻く社会情勢により、いじめ問題が発生しているとの考えは賛成ですが、短絡的な情勢分析を取り入れるべきではないと考えます。昔は社会問題となるいじめは発生していなかったと書かれてましたが、半世紀前もいじめはありました。私も実際いじめられた経験があります。半世紀前は女性を家庭内に縛りつける固定した生き方しか肯定していなかった、そのことで、どれだけ女性が苦しめられてきたか、全く想像もしていないような内容でした。少子化と核家族並びに共働き世帯、片親世帯が多くなったのは、政治が大きく関わっていると私は考えております。ナンバー19とナンバー17には共通する考えがあるように思います。ナンバー17では、いじめをなくす大事な考えを、家庭教育で教えなければならないが、共働き家庭ではできていない、保育園から始まり、他人に預けて育ててもらおうと思っている親が多く見受けられます、それでは親と子の愛情が薄くなります、ですから子どもが親を殺す事件も起きています、こんなことが書かれております。

いじめをする子、される子は、共働き家庭の子が多いとか、親殺しをする子は共働き家庭が多いなどという分析は、どこかで発表されているのでしょうか。

○真田学校教育部長 文部科学省においては、委員が例示されたような分析はされておらず、教育委員会においても、そうした分析については承知していないところでございます。

○品田委員 ナンバー17の意見に対して、教育委員会の考え方の項に、道徳教育の推進など、いじめの未然防止に関する御意見については、今後の取組の参考といたしますと書かれていますが、一見、まともそうに見える文言に惑わされず、偏見に満ちた考えを参考にはしない、取り入れることは絶対にしないでほしいと思います。特に、家庭教育がおろそかになっているから支援が必要だというのは、旧統一協会や右翼団体が、家庭教育支援条例推進の口実として使ってきた考えです。教えるという上から目線の押しつけでは、絶対に身につけません。学び取れる環境や社会が大事ですが、今の日本は、今だけ、金だけ、自分だけの言葉に象徴されるような政治が横行していて、学び取れる環境にはないと考えます。仕事と家庭の両立ができ、子どもとの時間を楽しめる、町内会活動や市民運動等にも参加できるような、経済的にも、時間的にも、心にもゆとりを持てるような働き方ができる社会をつくっていない政治が問題と考えます。

話を戻します。基本理念は、3項目とも「いじめ防止等の対策は」で始まっております。いじめ防止条例だからだと思えますけれども、ほかの先進自治体に倣ったからだと思っております。基本理念なのですから、「いじめ防止等の対策は」と、末尾の「旨として行わなければならない。」、3項目めは、「して行われなければならない。」を取って完結する文章にしたほうがすっきりするし、本来の目的が強調されるのではないかと考えますが、御見解を伺います。

○真田学校教育部長 基本理念の内容や表現につきましては、本条例の上位法でありますいじめ防止対策推進法や、文部科学省のいじめの防止等のための基本的な方針等を参酌しながら、いじめ防止条例（仮称）制定に係る懇話会などでいただいた様々な御意見などを踏まえているところでございまして、委員御指摘の文末表現についても、分かりやすい法文の体裁となるよう、関係部局と

協議してまいりたいと考えております。

○品田委員 ぜひ御検討をお願いいたします。

次に、責務と役割等の項です。(1)市の責務に、市は、市立学校、保護者、市民等、関係機関と連携を図り、いじめの防止等に取り組まなければならないと記載されておりますが、関係機関との連携に、民間の相談機関や、いじめ撲滅に向けた活動を行うNPO法人学校の底力などとの連携を、どう構築していこうと考えているのかお示してください。市長部局と教育委員会、学校ばかりが主体となる取組に見えるということも御指摘させていただきます。

○眞田学校教育部長 民間の相談機関との連携につきましては、令和4年3月に改定した旭川市いじめ防止基本方針において、当該の相談機関と協議し、相談対応フローを新たに作成するなどして、連携の在り方を明確にしたところがございます。実際に本フローに基づき、連携した取組を進めているところがございます。NPO法人等の関係団体につきましては、市内中学校の生徒会役員等が一堂に会して協議する生活・学習Actサミットにおいて、協力者として生徒への助言を行っていただくとともに、市内の中学生を対象とした人権教育プログラムを実施していただくなど、様々な場面で連携を図りながら、今後も御協力をいただきたいと考えているところがございます。

○品田委員 教職員がいじめの防止等に迅速かつ的確に取り組むための環境を整備しなければならないとありますが、パブコメでも触れられていたのですが、教職員の精神的、物理的負担は、ますます増えていくと思います。働き方改革推進プランに基づき、業務改善等に取り組むとおっしゃいますが、具体的な負担軽減策は構築されているのか伺いたいと思います。

○品田学校教育部長 学校がいじめの早期発見や早期対応に適切に取り組むためには、教職員がゆとりを持って、児童生徒としっかりと向き合う時間を確保できる環境が重要であると考えております。このため、旭川市立小中学校働き方改革推進プラン(第2期)ですけれども、これに基づく取組といたしまして、教職員の業務をサポートする専門スタッフの配置を促進するほか、部活動指導員の配置など、部活動指導に関わる負担の軽減を図ったり、学校閉庁日の設定、学校行事や会議の精選、学校事務の共同化の促進など、学校運営体制の充実に取り組むことにより、教職員がいじめ対応を初めとした業務に専念できるように、引き続き学校における働き方改革を推進してまいります。

○品田委員 今までとあまり変わらないように思いますが、教職員がゆとりを持って児童生徒としっかりと向き合えるように、働き方改革イコールいじめ防止対策推進を錦の御旗に、予算配分の増額を市長に求めていきましょう。

いじめ防止等のための施策、相談体制等の整備の項ですが、令和5年度から教育委員会にいじめ対策に専属的に取り組む部署を設置するとともに、市長部局に設置されたいじめ防止対策推進部と一体的に取り組む体制を整備しているとのこと。教育委員会の部署の人数や専門職の有無等と、市長部局のいじめ防止対策推進部の人数と構成、教育委員会のいじめ対策専属的部署に所属し兼務する人はいるのかなどをお示してください。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 教育委員会におきましては、令和5年度、学校教育部にいじめ対策担当を新たに設置いたしまして、管理職1名、指導主事3名、会計年度任用職員であります、いじめ対策コーディネーター2名、合わせて6名を配置しているところでございます。また、いじめ防止対策推進部につきましては、正規職員が教育委員会のいじめ対策担当から

の併任4名を加えて9名、また、会計年度任用職員がスクールソーシャルワーカー4名、心理士2名、いじめ対策コーディネーター2名の、合わせて17名体制となっております。

○品田委員 専門職が会計年度任用職員の配置となっております。会計年度任用職員は1年更新で、更新は2回までとなり、3年が限度です。知識や経験が大きな力となる専門職の仕事が正職員でないことで、経験が中断されることに懸念を感じます。専門性の継続のためにも検討が必要と考えますが、見解をお示してください。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策推進部におけますいじめ不登校に関わる相談支援につきましては、会計年度任用職員の心理士や、スクールソーシャルワーカーが主に担うこととなりますので、現在は、実務経験が豊富な専門職を任用しているところでございます。今後の任用に当たりましては、任用期間の終期が同じ時期にならないようにするなど、組織としての専門性が蓄積されるような体制としていきたいと考えてございます。また、相談支援に当たりましては、正職員を含めた組織全体で情報を共有いたしまして、支援方針を協議するなど、組織的に対応してまいりたいというふうに考えております。

○品田委員 ぜひ、お願いいたします。

次に、パブコメの受付番号21で指摘されている総合教育会議や学校いじめ対策組織ではなく、新たな組織を立ち上げたことについて、必要性や理由をお示してください。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ問題につきましては、被害を受けた児童生徒や保護者が学校の対応に不安を抱いたりするなど、様々な要因が重なり合って、解決まで長期化することもございます。いじめを子どもの人権問題として捉えまして、児童生徒や保護者に寄り添って早期解決に向けた支援を組織的に行うことが重要でございます。いじめ防止対策推進部につきましては、学校や教育委員会と市長部局がいじめの発生から解決に至るまでの情報を共有いたしまして、一体となっていじめの未然防止、早期発見、重大化の防止に取り組むために設置したものでございます。

○品田委員 いじめ問題に対応する組織体制を強化し、市長部局と教育委員会が連携した新たな協議の場と相談窓口を設置するとしたのは先行市の取組の模倣です。いじめ防止等のための施策で相談体制等の整備、いじめを受けた児童生徒の支援等でも、市としての対応に市長は関わることになり、さらに是正勧告等では、中心となって関わることとなります。特に、相談通報を受けたいじめについては、事実確認や問題解決を図るための調査、調整は、いじめ防止対策推進部が担うのでしょうか。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策推進部におきましては、本年4月からいじめ・不登校専門の相談窓口を開設いたしまして、いじめを受けた、あるいは受けたいと思われる児童生徒や保護者の方からスクールソーシャルワーカーなどが相談を受けた際に、子どもや保護者などからも了解を得た上で、学校に対しまして、いじめの事実確認を行っているところでございます。こうした日頃の相談対応を踏まえまして、いじめ防止対策推進部と教育委員会のいじめ対策担当の全職員によります週1回の対策会議におきまして、事実関係や対応状況の情報共有、また、被害児童生徒への支援や、学校への指導助言等の対処方針を協議いたしまして、市長部局と教育委員会が一体となって、迅速かつ適切に初動対応を講じ、また、いじめを受けた児童生徒や保護者の心のケアや学校との調整といった支援を継続的に行うことによりまして、問題の早期解決を

図ってまいりたいと考えてございます。

○品田委員 かなり市長権限が強化されたっていう印象です。

本来、個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立、公正であることは極めて重要であり、政治的中立性の確保、個人的な価値判断や、特定の党派的影響力からの中立性を確保することが必要だとして、市長への権限の集中を防ぐために、市長から独立した機関、教育委員会を置いたという歴史的な背景があります。教育委員会に、比較的大きな権限を持たせて、中立的、安定的な教育行政を今までは担当させてきたと思います。

今回の事件で、教育委員会は不手際をした部署としての立場から、萎縮してしっかり教育委員会としての意見を言えなかったということはなかったのでしょうか。

○眞田学校教育部長 委員御指摘のとおり、教育委員会制度には、政治的中立性の確保、継続性、安定性の確保などの意義があり、そのため、教育委員会は、市長から独立した合議制の執行機関として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、各市町村に設置され、教育、文化、スポーツ等に関する事務を処理しているところでございます。

いじめへの対応につきましては、これまで教育委員会が所管していたところでございますが、このたびの重大事態における不十分な対応等を深く反省するとともに、二度と同様の事態を生じさせないよう、いじめの問題への対応について抜本的に見直しを図るため、組織体制に係る関係部局との検討の際に、教育委員会として主体的に協議に参加し、教育委員会と市長部局が一体となって、いじめの防止等のための対策に取り組むことができる体制を構築したところでございます。

○品田委員 答えにくい質問をしてすみません。

平成18年12月の教育基本法改正から、自治体の長が教育に関わる仕組みが増えてきています。いじめ問題が政治的に利用されることのないように、教育委員会が主体性を発揮して、子どもたちのための組織として機能することを願っています。

次に、SNS対策について伺います。集団生活を送る中での同調圧力の強さは、本当にすごいものがあります。特に近年、いじめの温床になりがちなSNSですけれども、SNSに特化した対策部局、要員が必要と考えますが、具体的対策は検討されていますでしょうか。

○眞田学校教育部長 インターネットを通じたいじめ事案は、全国的に増加傾向にあり、今後も、情報モラル教育の一層の充実や、PTA連合会など、保護者と連携して、家庭における見守りや指導を依頼するなど、未然防止に向けた取組を進めるとともに、北海道教育委員会委託業者や、各学校において実施しているネットパトロール、定期的ないじめアンケートや教育相談、相談窓口の周知などを通して、早期に発見する取組を進めることが必要であると考えているところでございます。

現段階において、SNS対策に特化した対策担当の設置等については予定しておりませんが、今後も、未然防止、早期発見の取組を充実させるとともに、事案の発生を把握した場合は、必要に応じて、警察等の関係機関との連携を図りながら、迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

○品田委員 未然防止、早期発見の取組を充実させるとともに、事案の発生を把握した場合は必要に応じて警察等との関係機関との連携を図りながら、迅速かつ適切に対応していくということです。

以前、話をしているときに、SNSが悪いのではなくて、使い方が悪いんだという話が出ました。確かにそうだと思います。児童生徒への使い方の指導や保護者とのルール設定について周知したり、

指導したり、そういう具体的対策も本当に必要だなというふうに思います。

また、パブコメにもありましたが、迷惑ユーチューバーや右翼団体のこの間の行為には本当に目に余るものがあったと思います。こういった行為を放置するのは、いじめと同等の行為だと思っております。市独自の条例制定や、警察、弁護士との連携など、具体的な対策を講じる必要があると考えますが、見解をお示してください。

○眞田学校教育部長 当時の状況として、街宣車やユーチューバーが学校周辺において街宣活動を行うことにより、生徒や地域住民が不安を感じるほか、事案に関わる様々な個人情報インターネット上で拡散されるなどの状況も見られたところであり、警察等と連携を密に図り、巡視を強化していただくなどの対処を行うとともに、インターネット上で誹謗中傷等が行われた方から相談があった際は、警察や本市の顧問弁護士から助言をいただくなどして対応してきたところでございます。

今後につきましても、必要に応じて警察や弁護士等と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○品田委員 当初は言われるがまま、されるがままだったクレーム対応が、迷惑行為として対応できるようになったように、国も含めた対策を求めたいところです。自治体でもできないのか、検討していく必要があると考えます。

パブコメにいじめた側を学校から離すなどの意見がありましたが、調査にしっかり取り組んで判断することが大前提だと考えます。加害児童も問題を抱えているからの行動であり、背景を調査し、しっかり対応、指導することで、再発防止にもつながると考えます。懲罰的な処分を求める意見が、パブコメでも多かったように思います。ですが、教育の視点で指導することが大事と考えています。見解をお示してください。

○眞田学校教育部長 いじめを行った児童生徒への対応につきましては、いじめが他者の人権を侵す行為であることを自覚させ、謝罪の気持ちを醸成させるとともに、いじめを行った児童生徒が抱える問題などにも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を継続することが重要であると考えているところでございます。

○品田委員 いじめ防止対策の先進市の3市においても、加害児童への是正勧告の規定が設けられています。しかし、2市においては、いまだ発出したことがないそうです。そして1市においては、6件発出したうち、2件はクラス替えで、それも年度初めのクラス替え時期に合わせるというやり方でした。4件は、子どもの安全確保の環境整備ということで、見守り強化等を行うと聞いております。出席停止とか、転校とか、加害児童に対するそういう厳しい懲罰的なことではなく、是正勧告でもあるけれども、こういった取組ができるということです。旭川市においても、恣意的な運用がないようにと強く申し添え、質疑を終わります。

○高花委員長 次に、駒木委員。

御発言願います。

○駒木委員 意見提出手続で寄せられた意見と旭川市教育委員会の考え方についてお伺いしたいと思います。

意見提出手続の受付番号9の意見に対し、新たな相談窓口を設置する考え方が示されていますが、新たな相談窓口の対象、方法などについて具体的にお伺いいたします。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 今年度、市長部局に新設いたしましたいじめ防止対策推進部におきましては、いじめ・不登校の相談窓口を開設いたしまして、専門職のスクールソーシャルワーカーを、昨年度より2名増員し4名配置いたしましたほか、心理士を新たに2名配置しまして、小学生から高校生までを対象に児童生徒や保護者から、電話あるいは来所によりまして直接相談を受け付け、学校や家庭での面談対応にも応じるなど、問題解決に向けまして相談者に寄り添いながら、児童生徒の心のケアや、学校、関係機関との調整などの支援を継続的に行っているところでございます。これらに加えまして、いじめ防止対策推進部におきましては、今年度から新たにいじめ・不登校相談専用のフリーダイヤルの開設でございますとか、返信はがき付きの相談チラシの配布など、様々な方法を活用いたしまして、児童生徒の方々が相談しやすい環境の整備に努めているところでございます。

○駒木委員 なかなかいじめを受けた当事者としては、対面で声を出すのはとても勇気の要ることと感じております。そういった中でも、今LINEだとかアプリ、ウェブ、対面で声を発しなくても、そういった環境の中で子どもたちがいじめと向き合いながら、前に向いて進んでいける環境整備も必要だと考えております。どこまでも、児童生徒に寄り添う環境整備を推進していただきたいと思っております。

続きまして、意見提出手続の受付番号15の意見に対し、児童生徒の心構えについては生活・学習Actサミットで協議された際の意見を踏まえて作成しているとの考え方が示されていますが、まずは、生活・学習Actサミットについてお伺いいたします。

○眞田学校教育部次長 生活・学習Actサミットにつきましては、旭川市中学校連盟との共催により、平成28年度から開催しているところでございまして、市内の全中学校から生徒会役員などおよそ60名が集まり、教育関係者や弁護士、医師、臨床心理士等の専門家の助言を参考にしながら、いじめの防止など、よりよい生活や学習の在り方について協議する取組となっているところでございます。

○駒木委員 いじめを未然に防ぐためには、子どもが主体となっていじめの問題について考え、話し合う活動が重要であると考えます。

近年の生活・学習Actサミットにおける特徴的な取組についてお伺いいたします。

○眞田学校教育部次長 令和2年度の生活・学習Actサミットにおきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一堂に会することが困難であったため、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見などのいじめの未然防止に向けた取組をビデオ動画で紹介し合い、交流するオンデマンド形式で開催をしたところでございます。また、当番校の生徒会の発案により、医療機関に関わっている方への応援メッセージの作成と、差別や偏見を許さないといった意思を示すシトラスリボン運動が、市内全ての小中学校で取り組む全市的な活動へと発展したところでございます。

昨年度の生活・学習Actサミットにおきましては、市教委職員の説明により、生徒のいじめについての理解を深めた後、いじめの防止に向けた心構えや、相談しやすい窓口について協議を行ったところでございます。互いの人権を尊重すること、思いやりを持って接すること、観衆や傍観者にならず、通報者になることなど、本協議における生徒の意見は、条例における児童生徒の心構えに生かすとともに、市長部局において、新たに設置を検討している相談窓口の在り方についても参

考にされているところでございます。

○駒木委員 生徒の主体的な取組として、大変に評価をいたしますが、参加対象を小学生まで広げることが望ましいのではないかと考えます。私は永山に住んでいて、小学生の息子が毎日遊びに行く公園が今回の女子生徒の遺体が発見された現場でございました。当時は、もう胸が締めつけられるほどのショックで、地域の保護者の間でも大きく広がりました。小学校低学年の息子たち、子どもたちが取材やカメラを向けられることもあり、物々しい雰囲気広がっていました。その中で、この当時の子どもたちは、今、小学校高学年となり、いじめについて主体的に話し合う様子が見られます。当時の悲しみが分かるからこそ、意識が高いように思います。参加対象を小学生まで広げることへの見解をお願いいたします。

○眞田学校教育部次長 生活・学習A c tサミットの協議内容につきましては、参加した中学校の生徒会役員が自校の取組に生かすとともに、中学校区内の小学校の児童会と連携し、校区内の実情に応じて、小中学校で共通した取組等に生かすこととしているところでございます。生活・学習A c tサミットに小学生が参加することにつきましては、発達段階等を踏まえた協議内容や方法と、参加の可否について検討が必要だと考えているところでございますが、今後もA c tサミットの協議内容を踏まえた、中学校生徒会と校区内の小学校の児童会との連携を図る取組を推進し、各中学校区の取組の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○駒木委員 ぜひとも、子どもたちが主体的となって、この旭川のモデルとなるような、旭川のまちづくりを目指していただきたいと思います。

続きまして、意見提出手続の受付番号25の意見に対し、情報モラル教育の日常的、計画的な取組の継続や、SNSの適切な利用に関わる学習の実施について示されていることについて、保護者から学校においてSNS等についての教育が実施されることに対しての期待の声を多く聞いております。具体的にお伺いいたします。

○眞田学校教育部次長 スマートフォン所持の低年齢化等に伴い、インターネットを通じたいじめの事案や、不適切な内容の投稿などのSNSによるトラブルが全国的に増加している状況にあることから、情報モラル教育の一層の充実が重要であると考えているところでございます。

SNSの適切な利用に係る学習につきましては、各学校における児童生徒の実情を踏まえた情報モラル教育の取組に加えて、令和5年度からの新たな取組として、市教委が作成した教材や指導資料により、市内全ての小中学校で共通の指導を行うことができるようにするものであり、これまでも実施している命の安全教育、及びいじめから人権を守る教育と併せて、義務教育の9年間を通した人権教育に係る学習の充実に努めてまいりたいと考えております。

○駒木委員 あらゆる情報が取り巻く社会において、小学校低学年の子どもたちも、すぐに情報が目に入る、耳に触れる状況でございます。そういったことも含めまして、教育機関においては、正しく情報モラル教育が充実することを進めていただきたいと思います。

いじめ根絶の社会構築となる条例となるよう推進をお願いいたします。

以上で私の質疑を終えます。大変にありがとうございました。

○高花委員長 次に、中村みなこ委員。

御発言願います。

○中村みなこ委員 それでは、質疑デビューさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見と市教委の考え方について、私のほうからも聞かせていただきます。

今回、パブリックコメントということで回答数が27件ありましたが、それについてどう考えているかお伺いしたいと思います。私は意見の数が少ないのではないかなと思うのですが、より多くの方に骨子案を見てもらい、もっと多くの意見をいただく必要があったのではないのでしょうか。パブコメの実施に係る周知に関して、どのような努力をされたのかお聞きいたします。

○眞田学校教育部長 意見提出手続において、27件の御意見をいただいたことにつきましては、本条例への市民の皆様の高関心の注目が高いものと受け止めているところであり、いただいた御意見につきましては、条例案に積極的に反映するよう検討するとともに、具体的な取組については、条例の制定後に改定する、市の基本方針に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

本意見提出手続の周知につきましては、市の広報誌やホームページでの周知のほか、市内の小中学校の学校便り等を通じて、保護者の方にも周知するとともに、令和5年2月の経済文教常任委員会でもいただいた御指摘等を踏まえまして、意見提出手続のホームページにアクセスしやすいよう、URLや2次元コード等を、市内小中学校の保護者に改めて周知をしたところでございます。

○中村みなこ委員 では、ここからパブリックコメントの順番どおりに質問させていただきます。

最初に、7番の御意見で条例前文に関してですが、初めての重大事案との記述から、この事案以前の市としての関心のなさを受け取られるのではとの御指摘に対して、検討すると回答されておりますが、検討結果はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○眞田学校教育部長 前文につきましては、意見提出手続の御意見をはじめ、関係部局との協議等を踏まえまして、本条例の制定の趣旨等を市民の皆様にお伝えできるよう、骨子案の表現等を修正しているところでございます。

○中村みなこ委員 では、続きまして、7番と13番と25番で、いじめが起きない環境づくりに対しての御意見があったと思います。学校現場の改善を考えたときに、この環境づくりが一番有効に必要な手だてだと思っております。働き方改革の推進とも大きく関わってくる部分だと思っておりますが、具体的にどのような方策等をお考えでしょうか。

○品田学校教育部長 いじめの問題への対応を含めた学校現場の改善に向けましては、委員御指摘のとおり、学校の働き方改革を推進し、教職員が心身のゆとりを持って、子どもたちと向き合うことのできる時間を確保することが重要であるものと認識しております。そのため、いじめの問題への対応を含めて、効果的な教育活動を行うことができる環境づくりのため、旭川市小中学校働き方改革推進プランに基づき、校内組織の統廃合や適正化の推進など、各学校における業務改善等に取り組むとともに、教育委員会として必要な環境整備を進めているところであります。

また、市長部局及び教育委員会内にいじめ対策に係る新たな部局を設置し、人員を配置したほか、いじめ対策を専属的に行う職員として、教育委員会に2名の退職教員をいじめ対策コーディネーターとして配置し、各学校におけるいじめに関する研修の講師を務めたりですとか、学校いじめ対策組織会議において、対処プランの策定等について助言を行ったりするなど、学校におけるいじめ対応への支援を担うこととしているところでございます。

○中村みなこ委員 今のお答えの中で、校内組織の統廃合や適正化、業務改善、そして、新たに配置されたいじめ対策コーディネーターが、各学校を巡回して指導をサポートするということですが、

全市でたった2名の配置では、環境づくりとしては不十分なのではないでしょうか。

○品田学校教育部長 いじめ対策コーディネーターの配置につきましては、本年度から新たに進めた取組でありまして、今後は配置の成果をはじめ、学校のいじめ対策等の取組状況を検証いたしまして、学校への必要な支援等について改めて検討してまいります。

○中村みなこ委員 先ほど答弁いただいた中にありました教職員の心身のゆとり、子どもたちと向き合う時間の確保、これを実感できるまでの環境にはまだまだ程遠いのではないかと思います。骨子案にあります、市の責務としての環境の整備、施策としての人材確保、もっともっと充実を図っていくという姿勢が見られる条例にしていきたいと思えます。

では、次です。市長部局に新たな部、いじめ防止対策推進部がつけられました。教育委員会のいじめ対策担当と一体となつてとか、連携してという回答が8番とか9番、13番、14番、あちこちに見られるわけですが、両者の業務の違いとか連携方法はどうなっているのか、お伺いいたします。

○眞田学校教育部次長 学校教育部に設置したいじめ対策担当におきましては、いじめの疑いも含めた全ての事案について学校から報告を受け、いじめ防止対策推進部との情報共有や検討を踏まえ、必要に応じて学校に直接、指導や助言を行う機能を担っているところでございます。また、市長部局に新設されたいじめ防止対策推進部におきましては、保護者等から直接相談のあったケースや、学校だけでは対応が困難なケースなどにおいて、心理や福祉等の専門的な側面から、被害児童生徒や保護者の心情に寄り添った対応を行う機能を担っているところでございます。教育委員会のいじめ対策担当と市長部局のいじめ防止対策推進部は、それぞれの機能を生かしながら、学校とともに一体となつて、いじめの防止等のための対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 勤務場所も同じで、併任している方も多し。専門の方を教育委員会に配置すれば、二つに分けなくてもいいのではないかという気もします。市長部局、いじめ防止対策推進部のほうではどのようにお考えでしょうか。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策推進部におきましては、市長部局と教育委員会のいじめ対策担当のそれぞれの持つ専門性を十分に発揮いたしまして、いじめの未然防止と早期発見、重大化の防止に取り組むことが重要であるというふうに考えているところでございます。市長部局と教育委員会の具体的な機能につきましては、今ほどの教育委員会のほうの答弁のとおりでございます。加えて、市長部局のいじめ防止対策推進部には、教育委員会のいじめ対策担当の職員が併任しておりますので、いじめ防止対策推進部と教育委員会、双方が把握したいじめに関する情報を一元化しまして、対処方針を協議することにより、より迅速、適切な対応を一体的に行い、問題の早期解決を図っていく必要があるものと考えてございます。

○中村みなこ委員 両者の分担を理解するのはちょっと難しい気がするのですが、骨子案での組織強化の部分として、旭川の2か所できじめ対応していると。相談窓口も増えたという点では、手厚くなった、強化されたと理解していただけるのではないかと思います。

11番では、教員の言動等への指摘で、教職員自らが人権意識を高め、研修を通じて資質向上を図ると回答をされています。人権意識やいじめの認識など、教員の個人差が本当に大きく、しかも、それぞれが自覚した上で、自己変革につなげるための研修にしなければならないと思えます。どのような研修を想定していらっしゃるでしょうか。

○**眞田学校教育部長** 教職員の研修につきまして、市教委が主催する研修におきましては、初任段階、中堅教諭など、経験年数等に応じて必要となる内容となるよう工夫するとともに、いじめ対策、生徒指導、学力向上、道徳教育、特別支援教育など、校内での役割に応じた研修会を開催し、教職員個々の資質能力の向上を図っているところでございます。また、研修会などの機会を通して、いじめ防止基本方針や生徒指導提要など、資料の提供や説明を行うなどして、全ての学校において、適切な対応が図られるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

○**中村みなこ委員** 最近の学校の中での研修は、役割に応じて、学校の代表として、外に研修を受けに行き、それを学校に持ち帰って還流するという形が主流となっております。還流といってもなかなか、校内研修の時間を設けることすら今は難しい現状なので、資料に付箋を貼って、コメントつけて回覧するというのも、一般的になりつつあります。初任者研修など、一堂に会して行われる研修ばかりではないと思う中、周知徹底していくにはさらなる工夫が必要ではないかと思えます。全教員に周知できるような研修の在り方について、お答えください。

○**眞田学校教育部長** 研修内容の周知につきましては、受講した教職員が各学校の校内研修等で研修内容を還元することや、市主催の研修会における講義内容を当日参加した教職員以外も閲覧することができるよう、オンデマンドで配信するなどの取組を進めているところでございます。

また、全小中学校への学校訪問等を通じまして、校内研修の実施状況や、いじめ対応に係る教職員の理解度を確認し、全教職員による共通理解の下、各学校のいじめ対策が進められるよう、状況に応じた指導助言を行ってまいります。

○**中村みなこ委員** オンデマンド配信を実施しているということなので、あとは内容の工夫とともに、研修時間を確実に無理なく確保できることが課題なのかなと思っております。

続きまして、13番の回答として、いじめ対策組織会議の定例開催とあります。いじめに関わる事象があれば、会議が開かれるのは分かるのですが、定例開催ということで、頻度、内容などをお伺いしたいと思います。

○**眞田学校教育部長** 各学校における学校いじめ対策組織会議につきましては、疑いも含めたいじめに関わる情報があつた場合に、随時開催し、情報の共有や、いじめ認知の判断、対処方針の検討などを行うことに加え、月に1回以上定例会を開催し、これまで認知した事案の経過や、継続して必要となる組織的な対応の確認、いじめの未然防止に関わる取組の検討などを行うこととなっております。また、今年度は、各学校において、学期に1回、学校いじめ対策組織会議にスクールカウンセラーが参加できるよう、派遣時間を確保し、いじめの被害児童生徒の心のケア等に関する専門的な助言を受けられるようにしているところでございます。

○**中村みなこ委員** 今、お話のあつたスクールカウンセラーですが、月に1回程度の巡回ですね。それで、1学期に1回の対策組織会議への参加とのことですが、本来なら、随時、その場でカウンセラーに聞ける、時には直接対応してもらう。日常からスクールカウンセラーと子どもたちの信頼関係が構築されるような環境を目指してこそ、実のある対応策になっていくのではということ指摘させていただきます。

続きまして、19番にも前文を修正ということで、御意見が出ていますが、子どもを取り巻く社会情勢ということで、先ほど品田委員からも質疑がありました。社会情勢により、いじめ問題が発生していることを追加してほしいという御意見でした。社会情勢や学校環境がいじめの原因と関連

していることを考えると、触れておくべきなのではと考えますが、いかがでしょうか。

○眞田学校教育部長 前文の内容につきましては、意見提出手続でいただいた御意見等を参考にしまして、現在、関係部局も含めて検討を進めているところでございます。条例の前文におきまして、全ての市民がそれぞれの役割と責任を自覚して、地域ぐるみでいじめの防止に取り組むことの必要性について記載すること、子どもが安心して学び、生活できる環境をつくることを目的とすること、児童生徒の心構えとして、互いの人権を尊重し、思いやりを持って他者と接するよう努めることを規定することなどについて、明記したいと考えているところでございます。

○中村みなこ委員 国連子どもの権利委員会でも、いじめに関わって、過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放するための措置の強化を求めています。いじめに至る原因は多岐にわたるので、あくまでも一部分ではありますが、今の学校は、子どもたちにとって、ストレスフルな学校となってしまっていること、ここを改善していくんだという視点も必要なのではないかと思います。パブコメにありますように、社会情勢、学校環境に、いじめに至る原因があることを明らかにし、それを取り除くという姿勢が見られる条例になることを望んでおります。

続きまして、加害者への罰則、先ほどもお話がありました。厳しくすべきだというコメントや、18番や20番にあります出席停止という措置について、お伺いいたします。

○眞田学校教育部長 出席停止については、学校教育法やいじめ防止対策推進法において規定されている措置ではありますが、教育委員会といたしましては、いじめを行った児童生徒に対し、いじめが他者の人権を侵す行為であることを自覚させ、謝罪の気持ちを醸成させるとともに、いじめを行った児童生徒が抱える問題などにも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を継続することが重要であると考えているところでございます。

○中村みなこ委員 加害者側も成長途中の子どもということで、加害者側の人権も守らなければいけないと思います。答弁にあったように、人格の発達に向けた教育的対応を求めたいと思っております。

そして、22番では早期発見のための定期的な調査を求めており、回答としていじめアンケートを3回に増やして実施するとのことですが、3回に増やした経緯などをお伺いいたします。

○眞田学校教育部長 いじめのアンケート調査につきましては、アンケートの結果を踏まえて実施する、教育相談の機会を通して、児童生徒の悩みや困り感を把握することにより、いじめを早期に発見し、迅速に対応するために行うものでございます。学校は、日常的に児童生徒の観察、見守りを実施し、必要に応じた支援を行っているところではございますが、これまでも、いじめのアンケート調査により、いじめの発見につながったケースが数多くあるところであり、児童生徒が自分の悩みを伝えられる機会をより多く設定することが大切であると考え、北海道教育委員会による6月と11月の調査に加え、令和4年度からは2月にも、独自に同様の調査を行うこととし、年3回の実施としているものでございます。

○中村みなこ委員 実際に、アンケートでいじめを把握できた、大事に至らずに対処できたということは本当に多々ありまして、効果的な方法だと私も経験しております。ですが、あくまでも方法の一つで、もちろんこれが全てではないですね。そもそもアンケートって、子どもにとって楽しいものではないので、高学年になれば、またかとか、面倒くさいとか、書いたら先生と話すのに時間が取られるとか、そういうお子さんも出てきつつあります。逆に、先生と一対一で話せるとい

う機会として喜ぶお子さんもいらっしゃると思います。話す機会がふだんそれだけないという裏返しでもあるのですが、アンケートがないと子どもと向き合う時間が確保されない、そういう教育環境こそ、本来なら、改善していくべきだと考えております。3回実施したから、早期発見につながることもある、その一方で、形骸化して対応できない可能性もあるということも踏まえて進めていただければと思います。そして、日常からささいな変化を見取ることができる教員の意識、感度、時間的ゆとり、そして、今回改定されました生徒指導提要に書かれております、子どもたちが困った、助けてと言える雰囲気と、困ったをしっかりと受け止めることができる体制づくり、これをしっかりと重視して受け止めてほしいと思っております。

次に22番への回答で、ストレスチェックを行うと書かれてあります。どの学年でどのように実施するものなのか、また、結果をどのように生かしていくのか、お伺いいたします。

○真田学校教育部次長 定期的なストレスチェックにつきましては、小学校第5学年の児童から、中学校第3学年の生徒を対象に、北海道教育委員会が作成した、アセスメントツール、心と体のチェックリストを活用し、6月、11月及び2月のいじめの把握のためのアンケート調査後に実施する教育相談の前後各1回に行うこととしております。結果につきましては、人間関係の問題や、自己有用感等に起因する問題など、児童生徒が様々な悩みや不安を抱えている実態について、教職員が客観的に把握し、支援が必要と思われる場合には、状況に応じて、スクールカウンセラーや関係機関とも連携を図るなど、速やかに対応してまいりたいと考えているところでございます。

○中村みなこ委員 このストレスチェックの実施時間などの負担も気になるところではありますが、今年度からの取組ということで、子ども自身も、自覚していない、内面を把握できる手だてとして、どれだけ有効なのか、活用していけるものなのか、確認しながら進めていただければと思います。

番号からちょっと離れまして、今後、条例制定に向けてどのようなスケジュールで進むことになるのかお伺いいたします。

○真田学校教育部次長 条例案につきましては、5月30日に開催した教育委員会会議において審議するとともに、今後開催する総合教育会議を経まして、令和5年第2回定例会において議案を審議いただき、本年7月からの施行を目指しているところでございます。

条例の制定後は、条例の普及啓発のためのリーフレットを作成、配布するなどして、条例の趣旨や内容について、保護者や地域の皆様に周知してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 そうすると、現在、再調査が行われているわけですが、その調査結果が出る前に条例が作られることとなります。調査結果を生かした内容にするためには急がなくてもいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○真田学校教育部次長 児童生徒がいじめに悩むことなく、安心して心豊かに生活できるようにするためには、学校、家庭、地域社会全体で共通理解の下に、いじめの防止等に取り組むことが重要と考えていることから、本市の基本理念等を定め、市が一体となって、子どもの生命と尊厳を守るための対策を推進するため、条例を制定するものでございます。

本条例につきましては、対策委員会の調査報告書における学校と教育委員会の対応に対する様々な指摘や再発防止策の提言を踏まえた内容としておりますが、現在行われている再調査の結果、新たな指摘や再発防止策が示されたときは、その内容を踏まえ、必要に応じて条例を見直してまいりたいと考えているところでございます。

○中村みなこ委員 それでは、次です。パブリックコメントは、市民参加推進条例による市民意見聴取の一つの形態です。ほかにも、意見交換会やアンケートなどがあります。今回、遺族側から、条例案への意見書が提出されたと、昨日の北海道新聞で報道されましたが、この意見書もパブコメと同じように、市民参加の一形態として、条例案に加味すべきものということではどうか確認させてください。

○品田学校教育部長 御遺族側弁護団から提出された意見書の内容につきましては、貴重な御意見として受け止め、条例への反映等について検討してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 それでは、今回の意見書には、被害者に徹底的に寄り添うこと、知る権利を尊重すること、法の定義を遵守することなどについて指摘があったとのことですが、これらについて、どのように受け止め、反映させていきますか。

○品田学校教育部長 被害者に寄り添うことにつきましては、本条例の運用に当たり、二度と同じ事態を繰り返さないために、被害者に徹底して寄り添うという理念と姿勢を持つことは当然のことであると考えており、条文にこうした内容を明記してまいりたいと考えております。被害者の知る権利の尊重につきましては、国のガイドラインや情報公開の原則を踏まえるとともに、個人情報の保護に関する法律に基づき、対応してまいりたいと考えております。また、法の定義に基づくいじめの認知につきましては、市長部局との連携の下、いじめ防止対策推進法に基づく対応を徹底する必要があるものと考えているところであります。

○中村みなこ委員 それでは、最後です。パブリックコメントを受けて、条例案の仕上げに取りかかっている最中と思いますが、今後の見通しも含めて、今の時点でのいじめ防止に向けての総合的な見解を教育長にお伺いいたします。

○野崎教育長 いじめの重大事態となった事案では、教育委員会、また、学校において、法に基づく、いじめの認知や組織的な対応が、十分に行われなかったという反省の上に立って、二度とこのような悲しい出来事が起こらないよう、これまで取組を見直すとともに、いじめ問題への対応が我々の最重要課題であるという認識を持って、法に基づく取組が徹底されるように、いじめ防止対策推進法の理解を深めるための研修や、学校訪問、また、学校いじめ対策組織の適正化などに取り組んできたところであります。

今年度からは、市長部局にいじめ防止対策推進部を設置して、教育委員会に設けた専担部署とともに、いじめ対応に当たるということで、市が一体となって、いじめに対応するための組織を設けるなど、いじめ防止の対策を抜本的に改めているというところであります。

今後でありますけれども、教育委員会や学校を含めた、市だけではなく保護者や地域の皆様にも、それぞれの立場からいじめ防止に向けた御理解をいただき、社会全体で取組を進めることが必要だろうという考えの下、条例制定を目指してきたというところであります。

そのため、条例制定後には、その目的や基本理念などについて、児童生徒はもとより、市民の皆様にも御理解をしていただけるよう、リーフレットなどの配布を通じて、普及啓発などを図って御協力を賜っていきたいというふうに考えているところです。

市長部局との連携の下、市民の皆様が教育行政への信頼回復に向けて、いじめ防止対策を強化し、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組むとともに、条例を制定することで、市全体としていじめ防止や早期発見、対処に取り組んでいけるような機運の醸成をして

まいりたいというふうに考えております。

○中村みなこ委員 今現在、いじめ防止条例案作成の最終段階かと思えます。今回の私からの質疑では、パブコメを受けての条例の下で、どのような具体的な施策になっていくのか、進んでいるのかも含めて確認させていただきました。打合せの中では、いじめの9割は学校の段階で解決されているとのことで、残りの1割をどう見逃すことなく、どう対応していくのか、支援していくのかだということでした。その本気度が伝わる条例にしていきたいと思えます。ぜひ、パブコメを適切に反映していただきたいと思っております。

そして、学校現場では、既に昨年から、新たな対策が次々進められているところではあります。各学校でいじめ対策担当の教員を決め、研修を進め、3回のいじめアンケート、6回のストレスチェック、その結果を打ち込む、集約する、分析する、そして、週1回教育委員会に上げる報告、組織会議の随時開催、定例開催など、たくさん実施されているところです。

先日、ある小学校のいじめ対策担当の先生がおっしゃっていました。数年前までは、自分たちも、これはいじめまではいかないかと、担任独自の判断、安易な判断や、これは後で対応しようという緩さが確かにあった。でも今は、今の旭川の進めているやり方の下で、確実にいじめに対する感度は、先生方の感度は上がっていると、そう言っておりました。いろいろな網を仕掛けて、こっちの網でかからなかったけどこっちにはかかるというような仕組みがいっぱいされている。そして、それは必要だとお話しされていました。そのことで、それを見逃してしまうことを防ぐ、一定の成果に結びついているなど理解しております。

その一方で、いじめの防止対策に一番必要と感じるものは何ですかと、先生方に聞くんです。すると、管理職を含め、皆さん口をそろえて、人とおっしゃいます。これだけの仕組みを取り入れるだけ取り入れて、学校業務は何もほかの業務を減らすことなく増え続けています。時間、負担、労力全て、現場にのしかかっていること、肝腎の子どもとの時間的ゆとりは削られていることをしっかり押さえていただきたいと思えます。骨子案にも、環境づくり、人材確保と明記されています。ここに十分な予算を投じてこそ、いじめ防止に向けての旭川市の本気度を示していただきたいと思えます。

以上で終わります。

○高花委員長 次に、横山委員。

御発言願います。

○横山委員 私からも今回のいじめ防止条例骨子案についてのパブコメの整理の結果を踏まえて、条例制定だけに限らず、また、市として取り組むいじめ防止対策に全体も含めて取り上げて質疑をさせていただきたいと思えますが、私の質疑の前に3人の委員が様々な観点から触れられたので、大分重複しているところもあるのですけれども、外せるところは外して伺いたいと思えますのでよろしく願います。

まず、そもそも論の話をしたいと思えますが、条例を今回制定するというに当たって、その目的は何なのかということ、もう一度問わせていただきたいと思えます。既に、いじめ防止対策推進法が国の段階であるわけで、さらにそれを受けて、旭川市としては、新しいいじめ防止基本方針も制定をしているわけですね。そこに条例を新たに制定するという意味は、これからの旭川のいじめ防止対策に当たっては、それだけでは不十分だという認識をしているのかということ、をまず

伺いたいと思います。

○品田学校教育部長 本市におきましては、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、平成31年2月に国のいじめの防止等のための基本的な方針、及び北海道いじめ防止基本方針を踏まえまして、旭川市いじめ防止基本方針を策定しておりますが、令和3年4月、女子中学生が亡くなられた事案について、いじめの重大事態として対処することとなったことを重く受け止めまして、令和4年3月に、市の基本方針を改定し、いじめの防止等のための対策を強化してきたところでございます。

また、令和4年9月に、旭川市いじめ防止等対策委員会から答申されたいじめの重大事態に係る調査報告書において、法に基づくいじめの認知や組織的な対応が行われなかったことなど、学校や教育委員会の対応に対する様々な指摘がなされたことを厳粛に受け止め、当時の対応を深く反省し、学校、教育委員会と市長部局が一体となって、いじめの問題に対応する組織体制を構築するなど、本市のいじめの防止等のための対策を抜本的に改めるといこととしたところでございます。

そのため、いじめの防止等に係る本市の基本理念や対策の基本となる事項等を定め、市民の皆様と共有し、御理解と御協力をいただきながら、子どもの生命と尊厳を守るための対策を推進することができるよう、本条例を制定することとしたものでございます。

○横山委員 今、答弁いただきましたけども、最後のほうの、対策を抜本的に改めるといことに加えて、市民と共有をしていきたいんだと、そういうことを条例の制定を通して実現したいという部分については、一定評価をさせていただきたいと思います。

次は、スケジュールのことを伺うつもりで言いましたが、先ほど中村委員に対しての御答弁でいただいているので、そこは割愛をしたいと思います。

次に、この条例の持つ意味をちょっと別な角度から問わせていただきたいと思いますと思うんですが、よく、市長が旭川モデルの構築ということをこの間おっしゃっていました。そういうことがこの条例や条文にも表れているというふうに考えていいんでしょうかということ、まず、伺いたいと思います。具体的には、例えば推進法に示されている、その範囲を超えるような条文だとか、規定にそういった言及がされているだとか、そういう何か特徴的なことがあるのかお伺いをしたいと思います。

○眞田学校教育部長 本条例につきましては、上位法であるいじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等に係る本市の基本理念や、対策の基本となる事項等を定めるものでございます。いじめ防止対策推進法において、努力義務とされている地方いじめ防止基本方針の策定について、策定することはもとより、必要に応じて見直しを行い変更することや、これを公表することなど、法の趣旨を踏まえた上で、法よりも踏み込んだ内容とするとともに、市長による是正勧告等について検討を進めているところでございます。

○横山委員 法より踏み込んだ内容があるということ、それから、市長による是正勧告等も検討しているというようなことが特徴的なことだというふうには押さえていたと思いますけれども、そういうことが必要となるような、旭川市内のいじめ問題、いじめ対応に特有の何か課題が全市的にあるというような認識なのかお答えください。

○眞田学校教育部長 対策委員会の調査報告書においては、教育委員会が法等の基礎的な理解を欠いていたこと、重大事態の認知の遅れや対応に誤りがあったこと、また、学校が法に基づくいじめの認知や、いじめへの組織的な対応を十分に行わなかったことなどの指摘を受けたところであり、教育委員会として、当時の対応を深く反省するとともに、学校、教育委員会及び市長部局が一体と

なって、いじめの問題に取り組む組織体制の構築や、いじめやいじめの疑いのある事案の全件報告など、いじめの防止等のための対策の強化に取り組んでいるところでございます。

○**横山委員** 特定の課題がっていうところは、十分なお答えをいただけなかったかと思えますけれども、調査報告書で指摘いただいたところを独自の課題として踏まえて、様々な対応を取ったということでは理解はしたいと思えます。ただ、具体の全件報告等の取組については、また後ほどちょっと言及させていただきたいと思えます。

次に、昨年12月2日の経済文教常任委員会に提出いただいていた資料でいじめ対策の具体的な方策として挙げられた部分と、今回の条例の制定の関わりについて少し聞かせていただきます。資料で、具体的な方策として挙げられていた内容で、現段階で実施に至っていないものが幾つかあるんじゃないかというふうに私は押さえているのですが、それについての認識を伺いたいです。

○**眞田学校教育部次長** 令和4年12月2日の経済文教常任委員会に提出した資料につきましては、令和4年9月に旭川市いじめ防止等対策委員会から答申された、いじめの重大事態に係る調査報告書において示された11項目の再発防止に向けた提言を真摯に受け止めるとともに、具体的方策等について検討し、整理したものでございます。

具体的方策につきましては、教育委員会事務局の職員を対象とした研修など、すぐに取り組むことが可能なことから実施するとともに、方策の具体化について検討を重ね、学校教育部内にいじめに専属的に対応する組織を設置することや、市独自の重大事態対応マニュアルを作成すること等の取組を進めてきたところでございます。なお、PTAや市民団体等と連携した人権教育に関わるプログラムの実施や、いじめ対策先進地への視察等については、現在準備を進めているところであり、現在未実施の具体的方策については、今年度中の実施に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

○**横山委員** 具体的なお答えもいただいたんですけども、肝腎なところをお答えいただけてないように私はちょっと受け止めています。これまでも何人かの委員からも御指摘がありましたけれども、学校や教職員の働く環境の改善の部分について、何か具体的なものが進んでいないなと感じていますので、後ほど、またその部分については指摘をしたいと思えます。

最終報告、それから市教委が掲げた具体的方策についても、条例を具体的に制定しなさいとか、制定しますというような言及はないですけれども、具体的方策の内容が条例の制定ですとか、条文の規定などに反映されているというふうに考えていいのかなどうか、お考えをお示してください。

○**眞田学校教育部次長** 条例案におきましては、相談体制等の整備の項目において、いじめに係る情報の一元化を図ることや、いじめを受けた児童生徒の支援等の項目において、いじめを受けた児童生徒とその保護者に寄り添った支援を行うことなど、提出資料の具体的方策等の内容を反映した内容としたいと考えているところでございます。

○**横山委員** 続いて、具体的に今回の骨子案に寄せられた意見といじめ防止対策の関わりについてお伺いをしたいと思えます。様々な角度から意見が寄せられているというふうに私は認識をしておりますが、その中には、その条例の中にも具体的な対策を明記することを求めているような意見もありました。要するに、具体的に何をするのかということが出ていないんじゃないかということだと、条例はそもそもそういうものではないと考えていると思うんですけども、もし、そうだとす

れば、条例制定の意味が十分周知されていないということの表れなのではないかなということが1点。それと、もう一つ、市民が不満だと思っているのは、いじめ防止対策の全体像や具体的な対応が分からないからだ、そういう認識があるのではないかなというふうに思います。これは、市民だけではなくて、教職員の中にも、そういう思いがあるという声も聞いています。

いろんな取組がいろいろ出てきているんですけども、全体像の中でどういう位置を占めるのか、この取組がどういう意味を持つのかっていうことを、やっぱり市民に対してしっかり明らかにしていかなければならないんじゃないかなと。そちらについては、どのようにお考えでしょうか。

○眞田学校教育部長 条例の実効性を高めるためには、条例の目的や基本理念、基本となる事項等の内容について、児童生徒や市民の皆様にはしっかりとお伝えし、御理解をいただくことが重要であると考えているところでございます。とりわけ、本条例は、子どもが安心して学び、生活できる環境を作ることを目的とした、児童生徒のための条例であることから、児童生徒が、条例の趣旨や内容等の理解を深めることができるよう、小中学校において、本条例に関わる学習を実施してまいります。また、条例制定後、条例の普及啓発のためのリーフレットを作成、配布するなどして、条例の趣旨や内容とともに、条例を踏まえた具体的な取組等についても、保護者や地域の皆様に周知し、御協力いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○横山委員 最後に言っていただきましたけども、ぜひ、条例の内容だけにとどまらず、具体的にどういう事例がどういう形で扱われるのかということが市民にも理解されるように、ぜひ、周知をお願いしたいと思います。

学校でのいじめへの対応について、ちょっと触れさせていただきたいと思います。この間ですね、具体的には昨年末からだと思えますけども、新たな部署を設置するというような方針が示されたり、条例が作られる前から、いじめに関して学校からの全件報告を求めるんだというような報道があったりだとか、それから、具体的に学校へも話が来ているということもありました。条例の制定前に、既に様々な取組が新たに行われているんですけども、何かやっぱりその目的だとか、なぜそういう取組が必要なんだという部分が、現場の教職員には周知されていないように受け止めています。何人かの現場の教員から、そういう話を伺っています。目的とか意義をちゃんと理解すれば、納得してみんなできるんだけれどもという、そういう言い方をされていました。

それから、この間、各学校へ専属の担当者を配置するというような報道もされて、当初は教員加配の考えもあるというようなことも、一部明らかにされたんですけども、残念ながらそこは先送りになったというか、どうなったのかははっきり分かりませんが、なくなってしまいました。現場はそういったことに非常に不信感を持っています。

新しいことをやるのであれば、人が増えるのであればという思いではあったんだと思うのですが、そういうふうな現場の思いについて、市教委はどのようにお考えでしょうか。

○眞田学校教育部長 いじめ対策を専属的に行う市費負担教員の配置につきましては、事業内容の具体的な精査の必要性や、人材の確保、今後の財源の見通しが不確定であるとの理由により、改めて事業内容を検討することとなったことから、令和5年度は、いじめ対策のリーダーとなる教員を各学校のいじめ対策組織における役割の一つとして位置づけるとともに、教育委員会に2名の退職教員等をいじめ対策コーディネーターとして配置し、各学校におけるいじめに関する研修の講師を務めたり、学校いじめ対策組織会議において、対処プランの策定等について助言したりするなど、

学校におけるいじめ対応への支援を行うこととしたところでございます。

今後は、いじめ対策コーディネーター配置の成果や学校いじめ対策組織の状況等を検証し、必要な措置支援について、改めて検討してまいりたいと考えております。

○横山委員 何点かお伺いをしてお答えをいただいたのですが、ちょっと現場の教員から伺った直接の声を、ここでお伝えをしたいと思います。実際、いじめ対策担当の窓口をやっている方のお話ですが、毎週、いじめの疑いがあるケースも含めて市教委に報告を求められているけれども、自分は現在、担任を持っていると。6時間目が終わってからしか作業ができないので、当然放課後ってというのは、ほぼ勤務時間外ということですよ。そういうのが当然のようになっている。なぜ、そういうふうになったのかってというのは、説明だとか準備期間も十分取られていなかった、つまり校内人事的な作業も間に合っていなかったということです。専属教員の配置、加配があるということを期待していたのだけれども、それを見送られたので、結局しわ寄せはそういうところに表れているということでした。それでも必死になって頑張ってみようとするけれども、教頭からは、昼までに報告のメールを送ってくれと言われるそうです。どうすれば送れるのか、私はよく分かりません。その方は担任を持っていますので、できないってことは想像が付きましますね、皆さんね。昼休みはないのですから、その時間帯に。先ほどちょっと言いましたけども、この取組の意義が理解されれば、もう当然、異議も出ないし、頑張ってみようと思いたいのだけれども、残念ながら、担当ですら、どういう意義があるのかって十分理解していないと。それが、もっと下って言ったら怒られますね、全体の教職員にも十分行き渡っているとは、とても思えない。一応、市教委は説明のときに資料として図を示して学校に示したということも聞きましたけども、それを見たって、どういう意義があるのかよく分からないし、何が新たな対策で、どういう意味があるのかってということがなかなか理解ができないよ、ということでした。最後に、人が増えない中で業務を増やすのであれば、削っていいものを示してほしいと言われました。

先ほどのいろんな質疑の中でも、やはりSNS対策だとかモラル教育だとか、ストレスチェックをやれとか、教育相談を増やせとか、いろんな話がありました。人が増えない中で、どうして、どうやって増やせばいいのか、もう学校では工夫の限界に来ています。そういった現状をまず理解をしていただきたい。

ここからは私の意見なんですけども、このいじめ問題、いじめ対策に限ってなんですけども、学校現場に新たな取組を求めれば求めるほど、学校はこれまでやるべきことをやっていなかったのではないかとこのふうなメッセージとして市民に広がるおそれがあります。

それから、いじめ問題対策が実効あるものになるためには、教職員がゆとりを持って子どもたちに向き合える環境を作ることが最優先されるべきなのだと思います。そういう環境がもう既になんていいますよ。小学校も、もう3～4年生ぐらいからは毎日6時間授業ですから、児童生徒と向き合える時間とかはないんですよ。それは、もうこれまでのいろんな質疑の中で私が触れてきたところなんですけども、その中で、児童生徒を注意深く見て、いじめの疑いのあるものも発見してということになります。いじめはないかという目で子どもを見るのが最優先される、もうそんなふうになっていくような気がしています。全件報告がどういう意味を持つのか、どういうハレーションを起こす可能性があるのかということが十分吟味されたのかどうかということも、私は疑問視をしていますが、動き始めたばかりなので、もう少し注視をしていきたいと思っております。けれども、条例

の制定だけではなくて、具体的に様々な子どもたちの課題をどうやって解決しようとしているのかっていう、学校の役割、行政の役割、市民の役割をしっかりとみんなが理解できるような方途を取らなければ、何かいろいろやったんだけど意味がなかったということになりかねない。やっぱり子どもを一番近くで見ている教職員が、しっかりそういう取組ができるような環境整備を最優先しなければ、実は逆効果になる可能性があるという、そういった危険性もあるということを指摘して、私の質疑を終わりたいと思います。

○高花委員長 他に御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午後2時42分